

○下関市附属機関設置条例（抜粋）

平成22年3月26日

条例第3号

改正 平成26年3月28日条例第5号

（趣旨）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、執行機関及び上下水道事業管理者の附属機関（以下「附属機関」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市は、別表の附属機関を設置する。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、前条の附属機関の組織、委員その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が別に定める。

別表（第2条関係）

附属機関の属する執行機関等	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	略		
	下関市補助金検討委員会	補助金の見直しについて、必要な事項を調査審議すること。	5人以内
	略		